ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業

令和2年6月24日議会運営委員会資料 教育部子育て支援課



新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うことを目的とするもの。

1 支給対象者

【基本給付(児童扶養手当受給世帯等への給付)】

- ア 令和2年6月分の児童扶養手当受給者(全部停止者を除く)
- イ 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給 を受けていない者
 - ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る
- ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直 近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

【追加給付(収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付)】

上記ア、イの支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者

2 支給対象者数

	合計	1,145名±a	705名±a
ウ	(ア・イ以外の家計急変者)	440名±a	
1	(公的年金給付等受給者)	9名+a	9名+a
ア	(児童扶養手当受給者)	696名	最大で696名
		基本給付	追加給付

3 給付額

【基本給付】

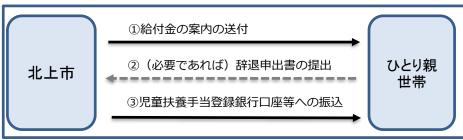
1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

【追加給付】

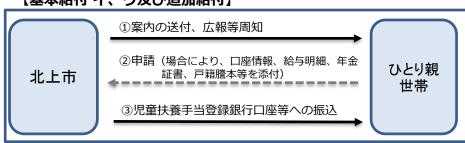
1世帯5万円

4 事業スキーム

【基本給付 ア】



【基本給付 イ、ウ及び追加給付】



5 費用・市の財政負担

国庫補助(10/10)

【事務費】 1,190千円 【扶助費】 109,930千円 **【事業費合計】 111,120千円**

6 支給予定日

	基本給付	追加給付
ア (児童扶養手当受給者)	8月上旬	8月下旬から随時 (原則申請月の翌月)
イ (公的年金給付等受給者)	8月下旬から随時 (原則申請月の翌月)	
ウ (ア・イ以外の家計急変者)		